

(スポーツの絆が生きるまち推進会議資料)

令和 7 年 7 月 1 日

京都市市民スポーツ振興計画の計画期間延長について（案）

1 京都市市民スポーツ振興計画の計画期間について（現状）

現行の京都市市民スポーツ振興計画（以下「振興計画」という。）については、当初の計画期間の終期を令和 2 年度末に設定していたが、期間終盤の令和元年度末頃からのコロナ禍により 1 年延長することとした。しかしながら、コロナ禍はその後にも収束に至らず、市民スポーツ振興の在り方を再検討する必要に迫られたことから計画期間を改めて見直すこととし、上位計画である京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン 2025」を踏まえて令和 7 年度（令和 8 年 3 月）まで再延長した上で、令和 4 年 3 月に追補版を策定している。

2 計画の期間設定に関する課題

現行の振興計画の計画期間については、上記のとおり令和 7 年度までとしているが、国の第 3 期スポーツ基本計画は令和 4～8 年度までの 5 箇年で設定されており、本市の次期振興計画の始期を 8 年度からとした場合、1 年のずれが生じることになる。

また、現在、次期京都市総合計画（京都基本構想（仮称））の策定作業が進められているが、これと並行して作業を進めることで、内容の反映が不十分となる可能性がある。

3 現行振興計画の期間延長

上位計画となる次期京都市総合計画や、国の次期スポーツ基本計画を踏まえた内容となるよう、振興計画の改定時期を国の第 3 期スポーツ基本計画の終期と合わせることとし、現行の振興計画の期間を令和 8 年度（令和 9 年 3 月）まで 1 年延長する。

なお、延長期間については、国による第 4 期スポーツ基本計画の検討状況の把握や市民アンケートの実施による市民意見の聴取及び検証を行うとともに、本市が令和 10 年度からの実施を目指す部活動の地域展開に向けた動きとも連動させることとし、より実効性ある振興計画の策定を目指す。

【再延長後のスケジュール】

各種計画	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
市民スポーツ振興計画 (国の計画スケジュールと合わせる)	現行計画 (R2⇒R7 に延長)	現行計画 (再延長)	次期計画
京都市総合計画	現行計画	次期計画	
新京都戦略	現行計画		
国スポーツ基本計画	現行計画		次期計画